

令和2年度 第9回 自治推進委員会 会議録

| | |
|-------|---|
| 開催日時 | 令和2年8月27日（木曜日） 午後7時00分・開会 午後8時45分・閉会 |
| 開催場所 | 湧別町文化センターTOM 大ホール |
| 出席委員等 | 委員 村田委員長、楨副委員長、斉藤（安）・北村・高野・鈴木・石田・斉藤（一）・出口各委員 オブザーバー 梅津社会教育課長 |
| 欠席委員等 | 横尾、中原、渡邊、入江、工藤、菅原各委員 |
| 事務局職員 | 企画財政課：佐藤課長、西海谷主幹、奥田主任 |
| 議 題 | (1) 第8回自治推進委員会の会議録について（振り返り） (2) 第2期自治推進委員会における会議録のまとめについて (3) 次回会議日程について |
| 会議の公開 | 公 開 |
| 傍聴人の数 | 0名 |
| 提出資料 | (1) 第9回 自治推進委員会議案 |
| そ の 他 | |

1. 開 会

佐藤課長) 第9回目の湧別町自治推進委員会を開催致します。本日の出席委員は9名であり、委員の過半数が出席しておりますので、会議が成立していることをご報告致します。

それでは、開会にあたりまして、村田委員長からご挨拶を頂きたいと思います。

2. 委員長あいさつ

村田委員長) 自治推進委員会も残り数回となり、前回の会議より答申書に盛り込む内容について皆様からご意見を頂いておりますが、引き続き忌憚のないご意見を頂きまして、ご協力のほどよろしくお願い致します。

佐藤課長) 前回の会議より、コロナ禍における会議ということで、密にならないような形態で開催させて頂いております。発言の際には、お手元のマイクをご使用願います。また、先ほど皆様のお手元に出口委員からの資料をお配りさせて頂いておりますが、本日の会議の最後に内容等について出口委員よりご説明をしていただこうと思っておりますので、よろしくお願い致します。

これからの進行につきましては、村田委員長より進めていただきますので、よろしくお願い致します。

3. 議 題

(1) 第8回 自治推進委員会の会議録について（振り返り）

村田委員長) 本日の議題は3つほど用意されております。本日の会議は、8時半を目途に終了したいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

それでは、最初に議題の(1)第8回自治推進委員会の会議録について確認したいと思います。

※事務局から会議録の内容を説明

村田委員長) 前回の会議では、第1期自治推進委員会における答申後の行政の取り組みについてと、第2期自治推進委員会における会議録のまとめで第2章「情報共有」についてまでを協議をしておりますが、ここで少し掘り下げていきたいと思います。

まず、第1期自治推進委員会における答申後の取り組みとしては、事務局からも説明がありましたが、論点の中でそれぞれ3点ほど整理されておりますので、行政が実施したこれらの取り組みが運用改善に向けた提言に対して反映された取り組みとなっているかを皆様にご確認したいと思います。

各委員) 意見無し。

村田委員長) 続きまして、第2章「情報共有」についてですが、ここでも2つほど論点が記載されておりますので皆様と協議をしていきたいと思えます。

情報提供に当たっては解りやすい言葉を使用し、また町民が参加しやすい場を作る必要があるという意見が出されました。これらの意見を答申に盛り込むべきものであるかどうかを皆様にお伺いしたいと思えます。

住民に周知する場合は理解しやすい言葉や難しい文言には解説を付けるなどの意見が多数ありましたので、この内容について提言に盛り込むことでよろしいでしょうか。

○住民への周知では、全年代が解りやすい表現で、また内容に興味を持ってもらえるような書き方が必要だと思えます。

村田委員長) 住民への周知では解りやすい言葉で表現するのが基本だと思えます。この内容で提言としてまとめるということによろしいでしょうか。

○異議無し (各委員)

(2) 第2期自治推進委員会における会議録のまとめについて

村田委員長) 議題(2)の第2期自治推進委員会における会議録のまとめについて、第3章「町民参加」、第4章「町民投票」から始めたいと思えます。事務局からの説明を受けたいと思えます。

※事務局から議案の内容を説明

村田委員長) 第3章「町民参加」から第4章「町民投票」までの説明を受けました。「町民参加」としては、これまでの会議で法改正に伴い「20歳未満の青少年及び子ども」を「18歳未満の青少年及び子ども」に修正する意見がありましたので、これを提言に盛り込むことでよろしいと思えます。

また、取り組み状況をチェックする機能が必要との意見もありました。これについては、町では行政評価の中で行政改革推進委員会委員による外部評価を実施しているとのことでした。

「町民投票」としては、常設型、個別設置型のどちらが良いかを協議してきましたが、将来的には常設型への移行を視野に入れるということとなりました。特段これらについては、文言の修正や提言は無いと思えますがどうでしょ

うか。

【主な意見】

○常設型だと少数意見で町民投票を実施することとなります。十分な議論がなされないと町民投票には至らないと思いますので問題はないと思います。

○町民投票が18歳以上となり町民投票条例の制定請求のハードルが高くなると思いますが、人数的には何人増えることとなるのでしょうか。

⇒資料を持ち合わせていないので正確な人数は不明ですが、100人程度の増だと思えます。(西海谷主幹)

○個別設置型では最終的に議会で承認を受ける必要がありハードルが高いと思います。町民投票にはかなりのエネルギーが必要で町長や議員にしても緊張感を持っているので常設型でも良いと思います。

村田委員長) 非常に大きな問題ですが、将来的には常設型への移行も検討する必要があるという意見がありました。

続きまして、第5章「町民」、第6章「協働・コミュニティ組織」について事務局からの説明を受けたいと思います。

※事務局から議案の内容を説明

村田委員長) 第5章「町民」、第6章「協働・コミュニティ組織」についてご説明を頂きました。提言に盛り込む内容について皆様にお伺いしたいと思えます。条文にもありますとおり、町民には町政に関する情報について知る権利があり、また町民は責任を持った行動が必要だと思えます。これらの内容については条例の改正は必要ないと思えますがどうでしょうか。

各委員) 異議無し。

続いて、「協働・コミュニティ組織」については、様々な団体が活動しているが、他の団体との横の繋がりが無いので、ハブ組織的なものがあれば良いという意見がありました。

【主な意見】

○先に確認したいのですが、今まとめている提言は行政にどの程度結果としてフィードバックされるのでしょうか。

⇒会議の冒頭で第1期自治推進委員会における答申後の取り組みについて話さ

れ、その中で皆様から出た論点等を踏まえ6つの意見が出されましたが、それらの取り組みがどうであったかということは、ここで話し合われたとおりでと思っています。(佐藤課長)

○提言に対し行政がどのように判断し対応してくれるのか解らないところがあります。

村田委員長) 本委員会から提言があれば、町としても対応するのは間違いないと思います。軽視することは無いと感じています。

⇒提言に対する行政の取り組みについてご説明しましたが、それ自体全てが提言通りのものであったとは思っておりませんので、どの部分が不足していたのか。であれば、第1期の提言を踏まえて今後においても不足していた部分をやるべきではないかというご意見を頂きたいと思っています。(佐藤課長)

村田委員長) 「協働・コミュニティ組織」については、様々な団体が活動しているが横のつながりが無いので、ハブ組織的なものがあれば良いという意見がありましたので、このことを提言に盛り込むことでよろしいでしょうか。

○絶対に必要になると思います。様々な会議を傍聴し話を聞く中で、子育ての事などのいい意見がありますが、その意見が行政に伝わる時と伝わらないときがあります。町民が主体で色々な人の意見を汲み取りまとめるための新しい常設の委員会的なものを作り、町民のこれから起こりうる多様な問題を少しでも改善できるよう行政をお願いしていく形が一番いいと思います。

また、既存の組織をシャッフルして活性化していく必要があり、その中で町民の小さな意見でも公共の利益になるものは、行政に繋げるプロセスが必要だと思っています。

⇒自治基本条例では行政の役割や町民の権利が記載されております。条例に基づいて行われているかどうかの検証はこの委員会で行うものだと思っています。その中で改善が必要なものについては、改善に向けて努めなければいけないと思っていますので、そういったご意見を頂きたいと思っています。(佐藤課長)

○これまで出された意見については、この条例にほぼ網羅されています。ただ「コミュニティ同士の連携をとる形が必要だ」という意見は、コミュニティ組織の役割として条例に記載されていますが、これを実行するものはありません。まちづくり町民会議のような組織があれば実行に繋がっていくと思います。

※休憩

村田委員長) 会議を再開したいと思います。第7章「議会」について事務局からの説明をお願いします。

※事務局から議案の内容を説明

村田委員長) 第7章「議会」という事でご説明頂きました。議会だよりに掲載されている町民の声の中でも、「もう少し活発な意見交換があってもよい」とあります。このような議員の方に対するご意見等もあるかと思えます。この答申に係る条文改正だとか運用関係で提言できるものがありましたら、ご意見をお願いしたいと思います。また、条文の中では、年1回以上の町民との意見交換を実施すると記載されていますが、今年はこのような状況でまだ開催されていません。これらについて提言にまとめるとすれば、議員の方が、意見交換会を開催しない部分についてきちんと説明をして周知をしてほしいとか、議員としての責務について提言をするようなことがあればお願いします。

各委員) 意見無し。

村田委員長) 第8章「行政機関」、第9章「行政運営」について事務局からの説明をお願いします。

※事務局から議案の内容を説明

村田委員長) 第8章「行政機関」、第9章「行政運営」についてまでご説明頂きました。これらについて、文言等に修正、運用面について意見等ありましたら、お伺いしたいと思います。行政機関の職員の責務についてですが、広い庁舎の中では町民と職員との距離があるので窓口がもっと前に出ていたら職員と話しやすい環境になると思います。この点について皆様のお考えはどうでしょうか。

【主な意見】

○行政サービスについてですが、窓口の奥にいる職員から挨拶を言ってもらったことが一度もありません。また、最初に対応した窓口担当者に別な係のことを聞いた場合、職員間の連携がうまく取れていないことがあります。役場の組織は町長を一番上にしてその下に課長などがいますが、行政サービスとしては町民が一番上という感覚を持たないとサービスというのはいけないと思

ます。課長などはお忙しいとは思いますが、町民が来た際は、ちょっとパソコンの手を止めて挨拶をするくらいの気持ちがあっても良いと思います。

○村田委員長) ただいまの意見について、提言として盛り込むことでよろしいでしょうか。

⇒条例の精神からすると職員全員がその認識に立っているように見えない事項があるわけですから、職員全員が認識し、意識を統一するためにも提言として入れてもよろしいかと思えます。(佐藤課長)

○この委員会で協議している内容は、自治会内では耳にしたことがありません。委員会で協議している内容が周りに広がっていかないといけないと思います。

村田委員長) 第10章「交流・連携」、第11章「条例の見直し」について事務局からの説明をお願いします。

※事務局から議案の内容を説明

村田委員長) 第10章「交流・連携」については、条文改正や提言は無いかと思えます。次に、第11章「条例の見直し」の中で、庁舎内関係課による検討会議ということで、取り組み状況についての検証がされてないというのが会議の中で委員から出ていました。このことを受けて、関係課を事務局で選定して検証作業は実施しましたが、やはり対象者を明確にした組織を作る必要があり、このことを提言として盛り込むことでよろしいでしょうか。

【主な意見】

○検証する組織を内部にも設けるといえることでしょうか。

村田委員長) 内部で検証する必要があるということですので、組織を設けることについて提言をするということでしょうか。

各委員) 異議なし。

村田委員長) 第11章までは以上となります。

佐藤課長) 会議の冒頭でお配りしました出口委員からの資料につきまして、出口委員から概要等をご説明頂きたいと思えます。本日はご説明を頂いた上で、次回委員会で委員の皆様からご意見等頂ければと思えますので、よろしくお願

いたします。

出口委員) 以前から会議に参加させて頂いて、皆様の貴重な意見を聞かせて頂いて自分なりに一生懸命考えました。まず、「孫育て」、「SDGs」、「危機管理」とありますが、一つ目に、危機管理という部分について皆様にお諮りします。条例の解説文にあります社会情勢の変化に適合しているかどうかという基本的な心構えを持った上で、この危機管理という言葉が条文の中に入れてみてはどうかと思っています。どこに入れるのかというのが非常に問題ですが、条例の第一章総則の中で「町民が安心して暮らすことができる地域社会を築くため」という条文があります。町民の命を守るということで、この条文の中に付け加えてはどうかと思います。また、「笑顔で、健康で」という言葉も総則の中に加えてはどうかと思います。

次に、条例第 42 条危機管理の中に「行政機関は、災害等の緊急時に対処するための」という記載の中に、現在経験しているパンデミックという感染症を災害のところに付け加えてはどうかと思います。

次に「SDGs」ですが、今世界では感染症も含めて様々な問題があり、SDGsにはこれらの問題を解決し持続的な地域社会を作るための 17 の目標があります。この目標を達成するのは非常に難しいと思いますが、自治基本条例の中に付け加え、出来ることから挑戦してはどうかと思います。

次に「介護者支援」についてですが、現在介護施設に入所しないで在宅で介護を受けている方がいますが、介護している家族は身を削って介護をしています。その中で、介護者支援という一つの流れが各自治体の中で芽生えてきています。介護をする方の人権と痛みを自治体の中で協力して支援するという考えです。老老介護の方もいますが、今回の感染症で介護施設の介護に携わっている方も大変な状況に置かれています。介護保険法は介護される側の法律であり、介護する側の法律は現在ありませんので、介護者支援という形を自治基本条例の中に付け加えてはどうかと思いましたので、ご検討して頂きたいと思います。

最後に「議会の在り方」ですが、要するに自治基本条例の中で町民参加や情報公開などの条文がありますが、本当は選挙で選ばれた議員の方達がもっと頑張ってくださいれば、これほどの条例にはならなかったと思います。

この資料では、議会、議員、選挙について記載しています。議員の方は特別職で年間を通じて活動しているのは 100 日以下で、兼職も認められています。公務員や町長達は専業として生活給ですが、議員の方は非常勤特別職という肩書になっているにも関わらず、公務員と同等の給料とボーナスまで貰っています。ボーナスというのは、本来生活給を貰っている方が貰えるものであって、非常勤特別職が受け取るというのは全く理にかなっていないと思います。年間の活動が 100 日以内だとすれば、20 万くらい貰っている給料を、他町村と比

べるのではなくて湧別町独自の形を表すために、月5万円としボーナスは無しにするべきだと思います。精いっぱい汗かいて頂いて町民のために動いてほしいと思います。皆様の忌憚のないご意見を聞かせていただければと思っています。

佐藤課長) 今ご説明いただいた内容を条例にどう加えるのかなどを委員会で協議することになると思います。例えば、介護者支援の文言は現行の何条にあてはまるのか、それとも新たに付け加えるのかなど整理をしなければ皆様と議論が出来ないと思います。そのために、次回委員会の議案を配る際に、ある程度出口委員と整理した内容をお配りさせて頂きたいと思います。

村田委員長) この件については、これで終了させて頂きたいと思います。

(3) 次回会議日程について

村田委員長) 次回の会議日程についてですが、11月上旬か中旬を目途に開催をしたいと思います。

佐藤課長) 可能であれば11月上旬でお願いしたいと思います。前回お示したスケジュールで行くと、次回、提言の部分をもとめた素案をお示しして、年明けが最後の委員会とお話をさせて頂きましたが、出口委員の資料についても皆様と協議する時間が必要となり、もう1回開催することとなると思います。

村田委員長) 11月上旬ということで、正式に日程が決まりましたら、皆様にご連絡をさせて頂きたいと思います。町内各種団体も新型コロナウイルスにより活動自粛となり大変な状況に今年一年なろうかと思っています。このような状況ですが、新型コロナウイルスに負けずに健康に気を付けて、お過ごしていただければと思います。

4. 閉 会

村田委員長) 本日の会議これで閉じさせて頂きます。ありがとうございました。

佐藤課長) 長時間にわたりご協議頂きまして大変ありがとうございました。以上を持ちまして、第9回目自治推進委員会を閉会させて頂きたいと思います。大変ありがとうございました。

終了：午後8時45分